

SAICM 国内実施計画の策定について（案）

平成 21 年 2 月 24 日
環境省環境保健部環境安全課

1．経緯

（1）SAICM における国内実施計画の記載内容

包括的方針戦略第 22 パラグラフ：

「SAICM の実施は、適切な場合には、SAICM 国内実施計画を策定するための必要な能力を構築する育成的段階から始めることができるであろう。SAICM 国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナルプロファイル、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性と状況を考慮し策定することができる。」

（2）過去の関係省庁連絡会議での議論

SAICM 国内実施計画（以下、「国内実施計画」という。の策定は、SAICM に沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を促す上で有益である。このため、第 2 回 SAICM 関係省庁連絡会議（平成 18 年 4 月 17 日）において、国内実施計画の策定が決定された。

2．各国の動向

関係各国には国内実施計画として位置付けられる計画及び戦略等を既に有している国がある。

タイは包括的な計画を有し、一方、英は既存の計画を国内実施計画として位置づけ、個別のトピックについて、順次特に深く記載した計画を策定しているところ。

3．我が国における国内実施計画（アウトライン案）

（1）内容

ドバイ宣言及び包括的戦略に沿って、基本的な方針を記述し、特に重要と考えられる事項について、今後の取組を記載することとしてはどうか。

また、事項の選択については その数も含め、今後関係省庁連絡会で議論することとしてはどうか。

（2）形式

SAICM 関係省庁連絡会議のアウトプットとして発表してはどうか。

(3) 決定プロセス

SAICM は政府のみならず、様々な関係者が実施するものであることから、計画策定プロセスにおいて、これら関係者の意見を聴取することも有益。

このため、今後関係省庁連絡会議として、計画案に盛り込むべき事項の選定や計画案を作成した段階で、広く一般の意見を聞く機会を設けてはどうか。

(4) スケジュール

ICCM3(2012年)の前に公表し、ICCM3において世界に発信することとしてはどうか。また、ICCM2においては、中央環境審議会における環境基本計画点検のSAICM部分を報告してはどうか。